

**【今年度開始】汚染土壌を掘削せずに活用する事業者を支援します！
「土地利用転換アドバイザー派遣」、「被覆盛土支援」を開始**

土壌汚染がある土地の取引では、汚染土壌の全量掘削除去が慣例として行われることが多く、中小事業者にとって大きな負担となっています。

そこで、都は、中小事業者による円滑な土地利用の転換と持続可能な土壌汚染対策の推進を目的として、土壌汚染がある工場跡地において、掘削除去によらない対策を行う土地所有者等を技術・費用の双方から支援する事業を今年度より実施しております。

この度、下記のとおり土地利用転換アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の派遣及び被覆盛土支援の受付を開始しますので、お知らせします。

記

1 土地利用転換アドバイザー派遣

(1) 助言内容

専門知識を持ったアドバイザーが訪問して個別の状況に応じて助言（派遣は無料）

- 掘削除去によらない土壌汚染対策の方法
- 汚染土壌を管理しながらの土地活用方法
- 土壌汚染地の不動産評価の考え方 等

(2) 派遣対象

中小企業の工場・事業場（以下、「工場等」という。）であって、土壌汚染状況調査を実施している（実施予定も含む）工場等の関係者で以下に該当する者

- 工場等を廃止した者
- 当該工場等の土地の所有者等
- 当該工場等の建物及び土地の購入者（購入予定者も含む）

2 被覆盛土支援

(1) 支援内容

中小事業者の土地の利用転換時に、土地の購入者等が、汚染土壌を残して土地活用をしようとする場合に、被覆盛土相当分の費用について都が支援

（敷地面積 900 m²まで、1 m²当たり 4,445 円を乗じた額（上限 400 万円））

(2) 支援対象

アドバイザーによる助言を受けている者であって、以下に該当する者。

- 中小事業者の工場跡地の土地を購入した者
- 中小事業者の工場跡地で土地の返還を受けた者

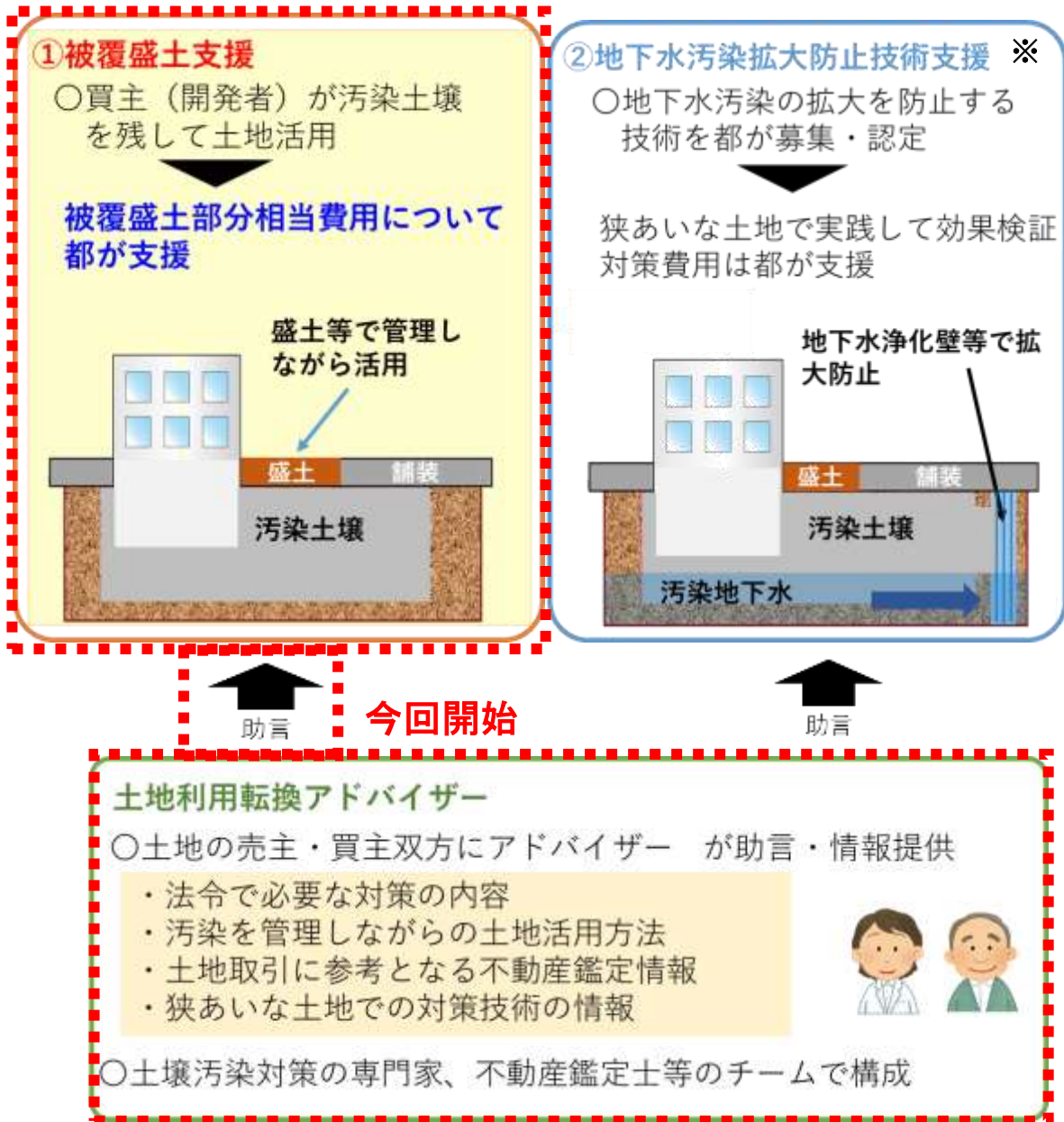
3 その他

本事業の詳細、申し込み方法等は、以下のホームページを参照

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/chemical/soil/support/300300a20230620145945996.html>

【参考】「工場跡地等における持続可能な土壤汚染対策支援事業」のスキーム

今回開始



※②地下水汚染拡大防止技術支援は令和5年9月頃から支援を開始予定

《問合せ先》
環境改善部化学物質対策課
電話：03-5388-3467